

歩行者利便増進道路の 構造基準の策定について

道 路 法

【法律】

(歩行者利便増進道路の構造の基準)

第四十八条の二十一 歩行者利便増進道路に係る第三十条第一項及び第三項に規定する道路の構造の技術的基準は、これにより歩行者利便増進道路における歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進が図られるように定められなければならない。

審議対象

道 路 構 造 令

【政令】

歩行者の安全かつ円滑な通行の基準

○すべての人が安全で円滑に通行できる構造

利便の増進の基準

○通行の幅を確保した上で、歩行者の利便を増進する空間を確保すること

○必要に応じて、歩行者の利便の増進に資するものを設けること

対象施設について

歩行者の安全かつ円滑な通行の基準の対象

歩道

歩行者の通行の用に供する空間

歩行者の滞留の用に供する空間

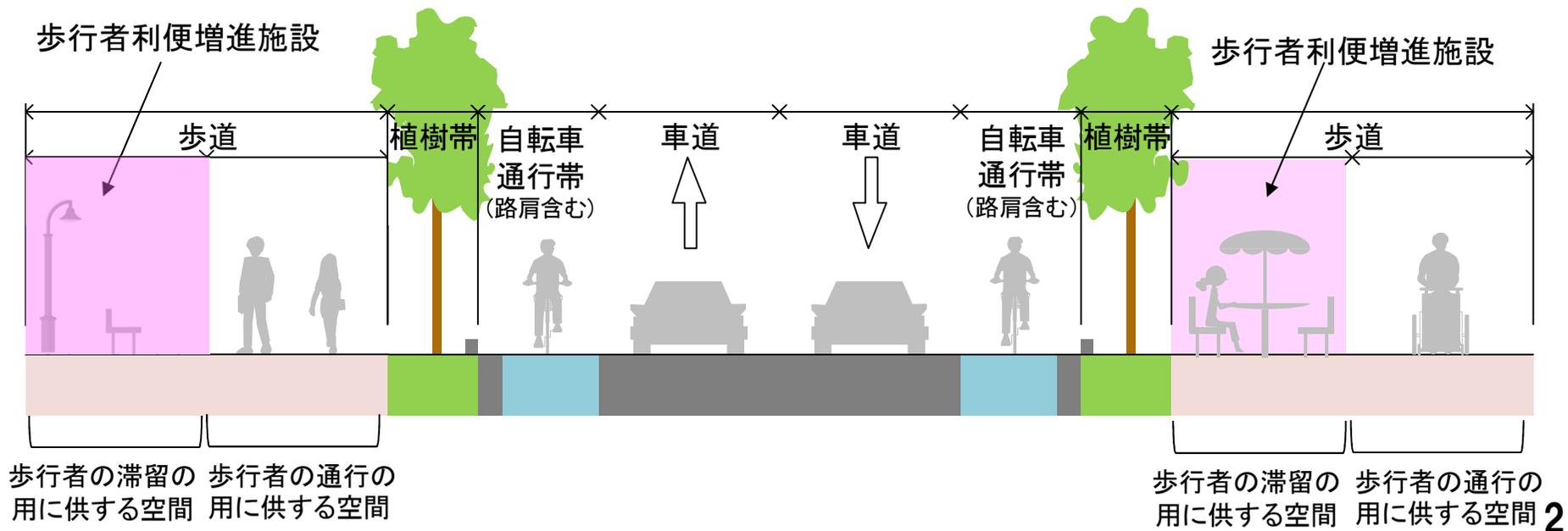
(道路移動等円滑化基準に適合する構造)

利便の増進の基準の対象

歩行者の滞留の用に供する空間

歩行者利便増進施設

(歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設：
道路付属物として街灯、ベンチ等、占用物件として広告塔、食事施設等)



歩行者の安全かつ円滑な通行の基準

歩道

○本制度は、まちの賑わいづくりを目的としており、多くの高齢者や障害者にも来ていただくことを想定しているため、その道路はすべての人が安全で使いやすい構造にするべきである。

➡ 高齢者や障害者にとっても安全で使いやすい道路構造については、既に「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第106号）」があり、これと同等の基準とする。

利便の増進の基準

歩行者の滞留の用に供する空間

○利便増進を図る空間（滞留空間）に必要な幅員について

➡ 歩行者の安全かつ円滑な通行のための空間の幅員を確保した上で、滞留空間の幅員を定める。

（具体的な空間の設け方はガイドラインに定める）

歩行者利便増進施設

○歩行者の利便増進を図るために、必要な施設について

➡ 道路付属物として設置できる街灯及びベンチ等の歩行者の利便の増進に資するものについて、設置されるように規定する。

（具体的な施設はガイドラインに定める）

		①規定項目	②規定内容	③参考とした基準
		<移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令>		
歩行者の安全かつ円滑な通行の基準	歩道	歩道の有効幅員	交通量が多い道路: 3.5m以上 その他の道路 : 2.0m以上	同等
		歩道の舗装	透水性舗装の活用 平坦で滑りにくく水はけが良い仕上げ	同等
		歩道の勾配	縦断勾配: 5%(特例値: 8%) 横断勾配: 1%(特例値: 2%)	同等
		歩道と車道の分離	縁石の設置(高さ15cm以上) 植樹帯や並木や柵の設置	同等
		歩道の高さ	5cm(標準)	同等
		横断歩道接続部の高さ	2cm(標準)	同等
		車両乗り入れ部	横断勾配1%(特例値: 2%)を満たす有効幅員2m以上	同等
		案内標識	移動の方向を示す必要がある箇所に、官公庁施設等の施設やエレベーター等移動等円滑化に必要な施設の案内標識を設置	同等
		立体横断施設	移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設置	同等
		便所	車椅子使用者が円滑に利用できる構造の便所、水洗器具を設置した便所を一以上設置	同等
		視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者の移動等円滑化のために必要な箇所に設置	同等
		休憩施設	適当な間隔でベンチ、上屋を設置	同等
		照明施設	照明施設を連続して設置	同等
防雪施設	融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設置	同等		
経過措置	市街化の状況等やむを得ない場合、歩道に代えて、自動車を減速させて歩行者、自転車の安全の通行を確保する対策を実施	同等		

	①規定項目		②規定内容	③参考とした基準
利便の増進の基準	歩行者の滞留の用に供する空間	滞留空間	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図る必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設ける 	<p><道路構造令11条の2></p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合に、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設ける
	歩行者利便増進施設	歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者利便増進施設等を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設けるための部分を設ける 必要がある場合、歩行者の滞留の用に供する部分に利便の増進に資する工作物、物件又は施設(街灯、ベンチ等)を設ける 	—